

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド (毎月決算型) ニッセイマネープールファンド (豪高配当株F)

追加型投信／海外／資産複合 追加型投信／国内／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

みずほ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)…オーストラリア高配当株ファンド
ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)…マネープールファンド

●委託会社の情報 (2023年11月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 9兆5,900億円

●商品分類等

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
オーストラリア高配当株ファンド	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・不動産投信) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
マネープールファンド		国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年2回	日本	ファミリーファンド	—

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)」および「ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月28日に関東財務局長に提出しており、2024年2月29日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 オーストラリア高配当株ファンド:豪高配株F)*および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
※「マネープールファンド」につきましては、日本経済新聞朝刊に掲載されません。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

《オーストラリア高配当株ファンド》

投資対象とする「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」を通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「不動産投資信託(以下「リート」といいます)」を含む投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

《マネープールファンド》

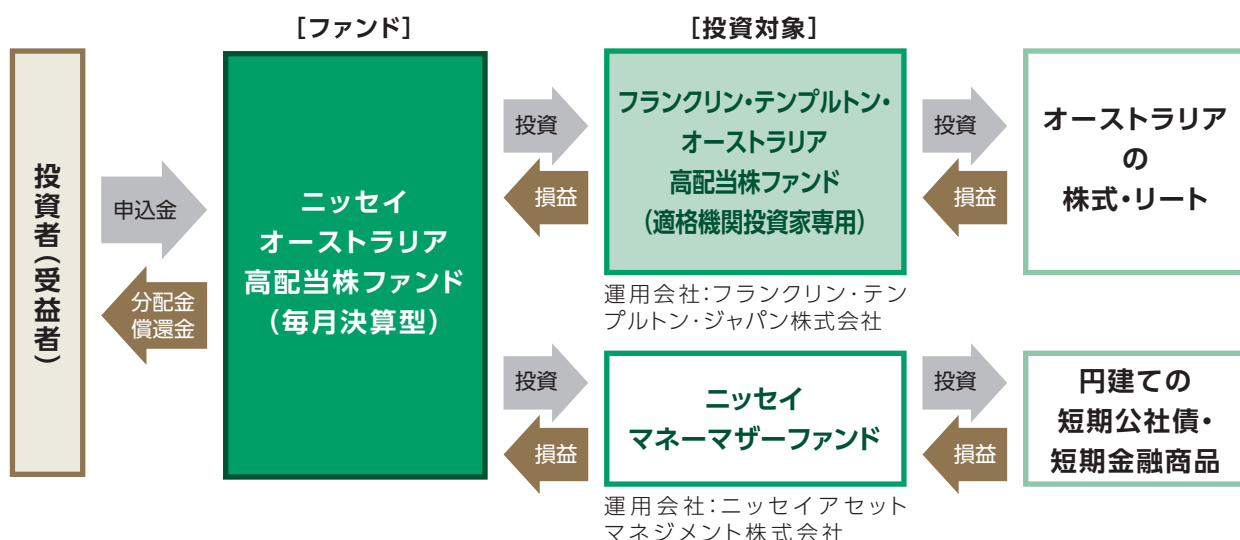
投資対象とする「ニッセイマネーマザーファンド」を通じ、円建ての短期公社債および短期金融商品を実質的な主要投資対象とし、安定した収益と流動性の確保を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色《オーストラリア高配当株ファンド》

1 オーストラリア株式等を実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 相対的に配当利回りの高い「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。
- ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」および「ニッセイマネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ[※]方式で運用を行います。
※ ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
- 「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ[※]を行いません。
※ 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

オーストラリア高配当株ファンドの仕組み



ファンドの投資対象とする「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の実質的な運用は、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います[※]。

※「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の運用形態については、後記「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

1. ファンドの目的・特色

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドは、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社で、オーストラリア株式の運用においては、40年以上の実績があります。なお、同社の株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

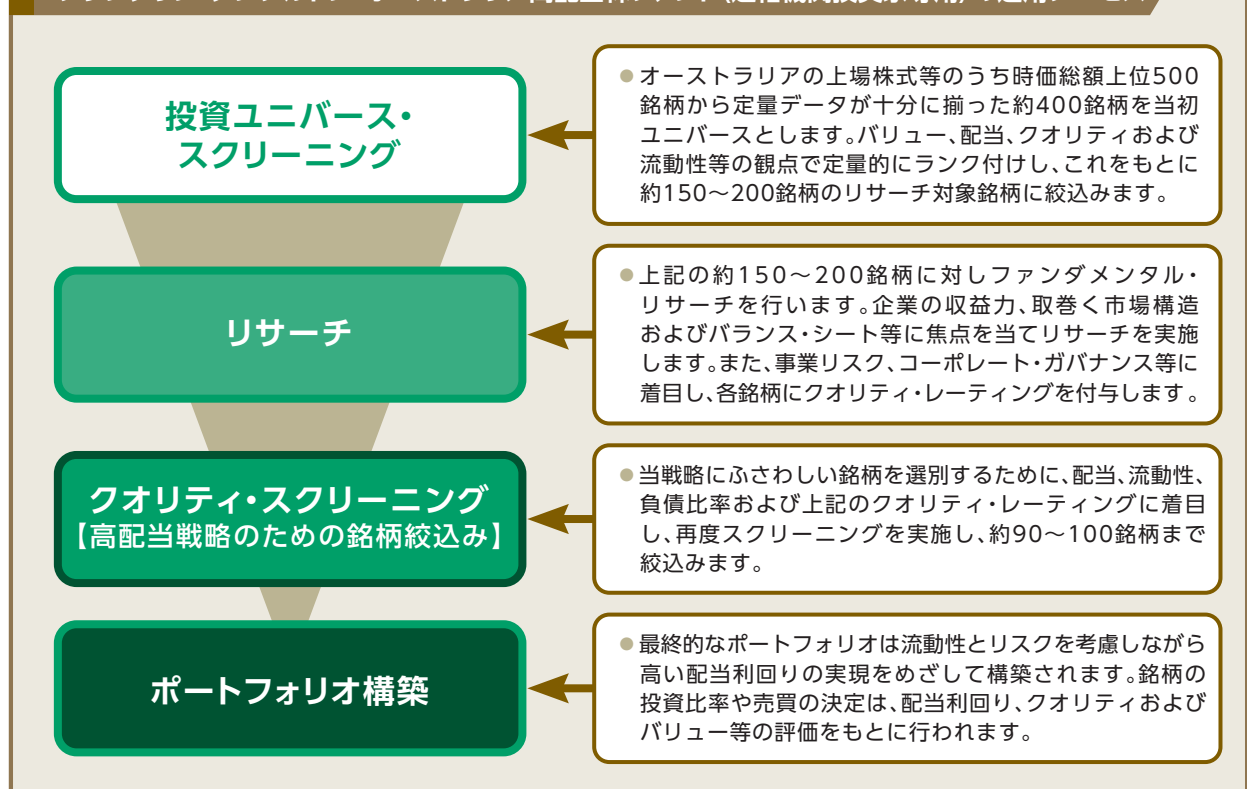
フランクリン・リソーシズ・インクについて

フランクリン・テンプルトン^{※1}は米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150か国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.374兆米ドル(約206兆円)^{※2}の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※1 フランクリン・リソーシズ・インクは、傘下の子会社を含め「フランクリン・テンプルトン」として業務を執行。

※2 グループ運用子会社を含む運用資産の総額。2023年9月末現在、1米ドル=149.58円で円換算。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)の運用プロセス



・上記運用プロセスは、2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 原則として、毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

3 「マネープールファンド」との間でスイッチングが可能です。

・スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

❗ スwitchingの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

なお、販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

フランクリン・templton・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

投 資 対 象	フランクリン・templton・オーストラリア高配当株マザーファンド* (以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるフランクリン・templton・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるフランクリン・templton・オーストラリア・リミテッドに委託します。
運 用 方 針	●マザーファンドを通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。 ●マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。 ●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ●投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決 算 日	原則として、毎月20日
収 益 分 配	●毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。 ●分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ●分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。 なお、上記収益分配方針は、「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)」および「ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)」の収益分配方針ではありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対し、年率0.616%(税抜0.56%) (上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます)
そ の 他 の 費 用	信託事務の諸費用／その他諸費用(監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用等 なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
委 託 会 社	フランクリン・templton・ジャパン株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

1. ファンドの目的・特色

ニッセイマネーマザーファンド

投 資 対 象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運 用 方 針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社

●主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

●収益分配方針

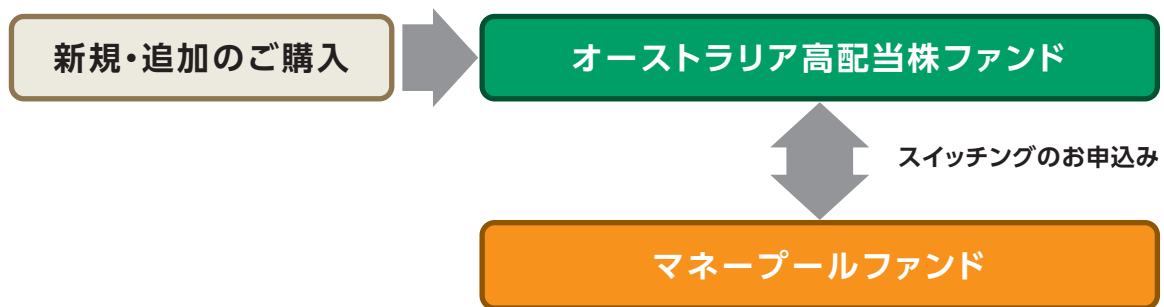
- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色《マネープールファンド》

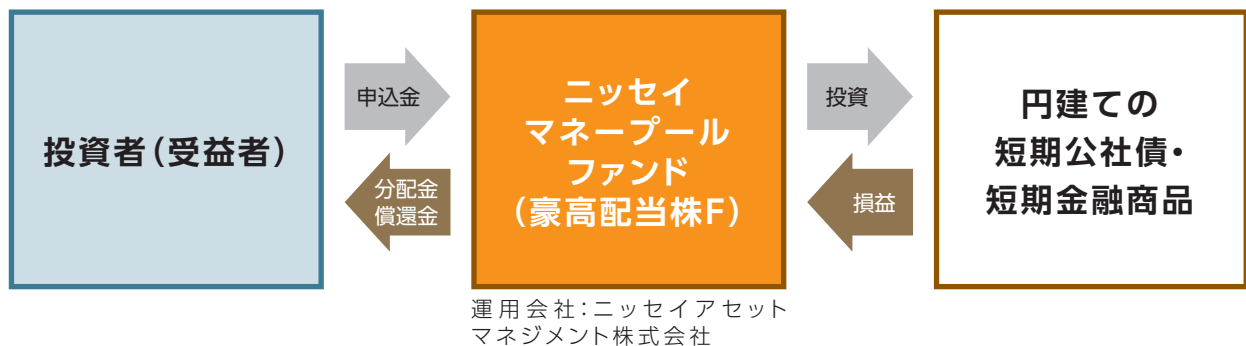
- ❶ 円建ての短期公社債および短期金融商品に実質的に投資することにより、安定した収益と流動性の確保をめざします。
- ❷ 原則として、年2回(5・11月の各28日。休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。
- ❸ 「オーストラリア高配当株ファンド」との間でスイッチングが可能です。
 なお、「マネープールファンド」のご購入は、「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチングによる場合に限定します。



❗ スwitchingの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

●ファンドの仕組み

ファンドは「ニッセイマネーマザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

1.ファンドの目的・特色

●主な投資制限

株 式	株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等は除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

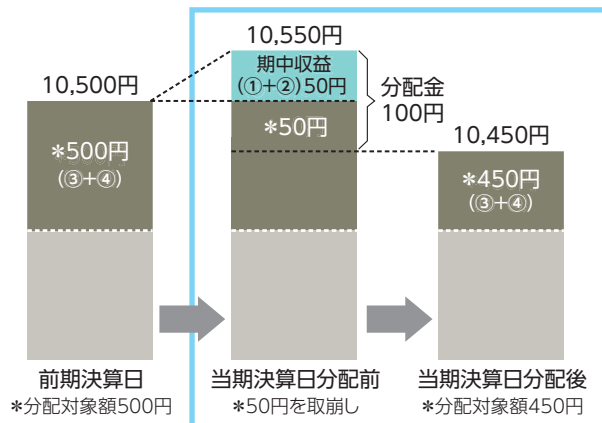
ファンドの信託財産

分配金

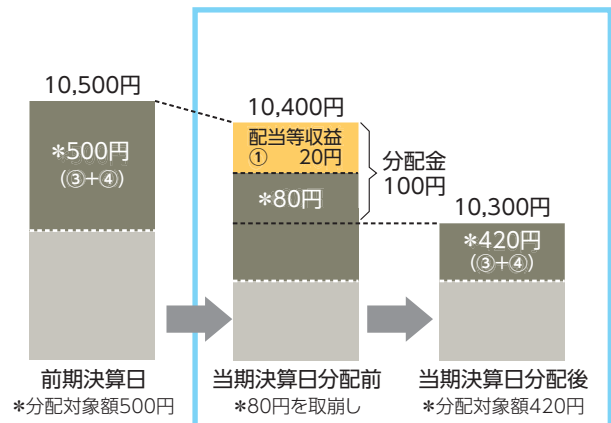
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

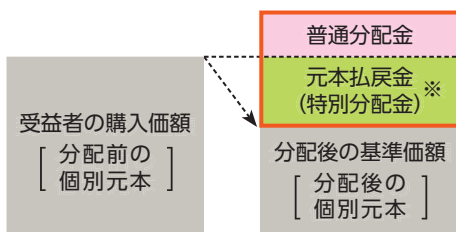
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

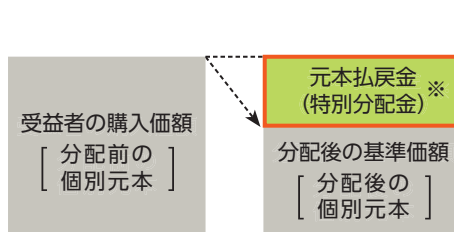
❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

《オーストラリア高配当株ファンド》

株 式 投 資 リ ス ク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
不 動 産 投 資 信 託（リート）投資リスク	保 有 不 動 産 に 関 する リ ス ク	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。 リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	金 利 変 動 リ ス ク	リートは、金利が上昇する場合、債券等の利回りとの比較から売却され、価格が下落することがあります。 また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	信 用 リ ス ク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートおよび 不動産等の 法制度に関する リ ス ク	リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為 替 変 動 リ ス ク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流 動 性 リ ス ク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●主な変動要因

《マネープールファンド》

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用 リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
短期金融資産の 運用に関するリスク		コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○委託会社は2023年10月末現在、オーストラリア高配当株ファンドの投資対象であるニッセイマネーマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に33.7%保有しています。

また、2023年11月28日現在、マネープールファンドを0.9百万円（受益権口数1百万口、ファンド全体の83.4%）保有しています。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

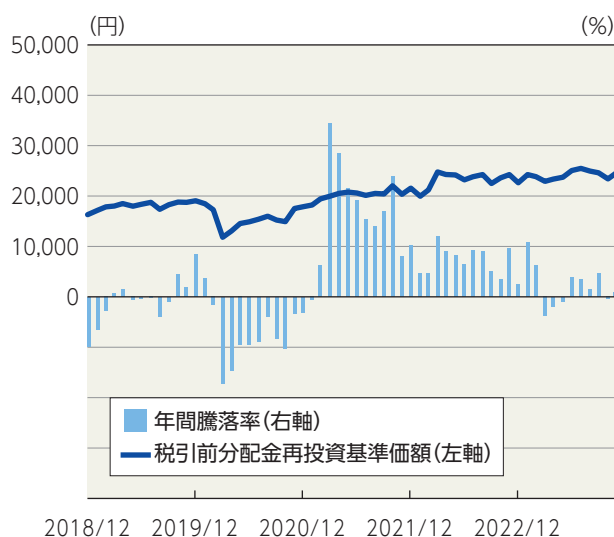
運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に行われる会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

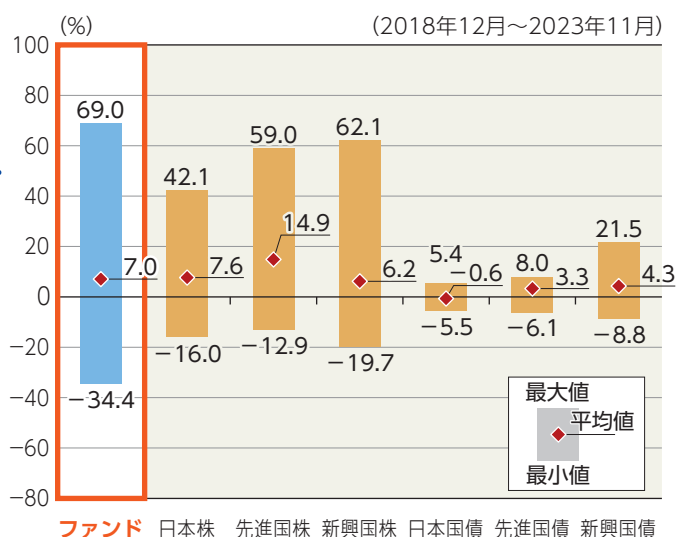
(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

●ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

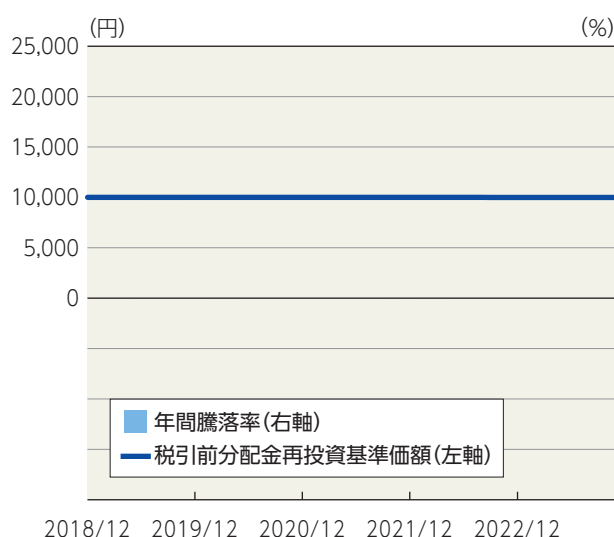


②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

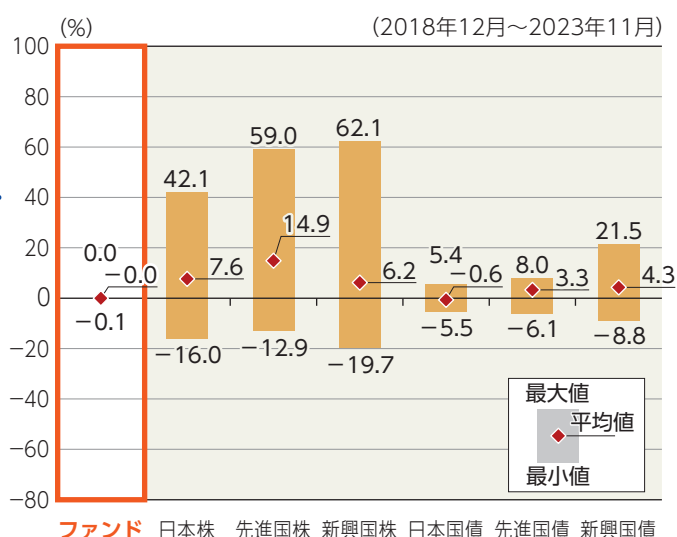


●ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

2.投資リスク

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日 本 株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

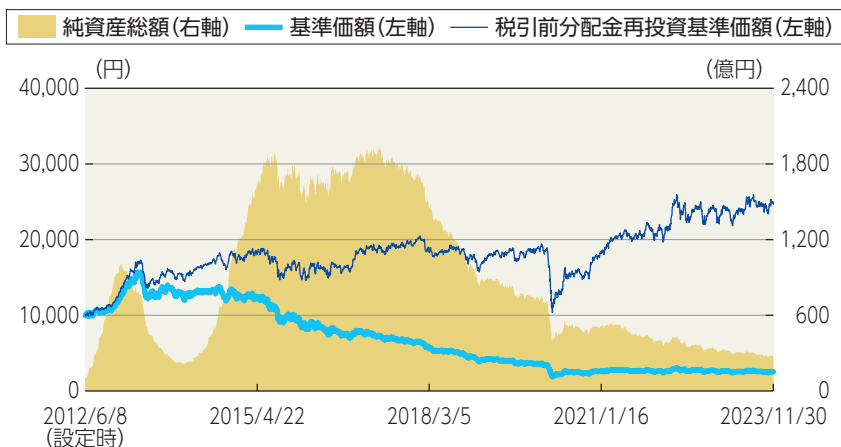
- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2023年11月末現在

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)

●基準価額・純資産の推移



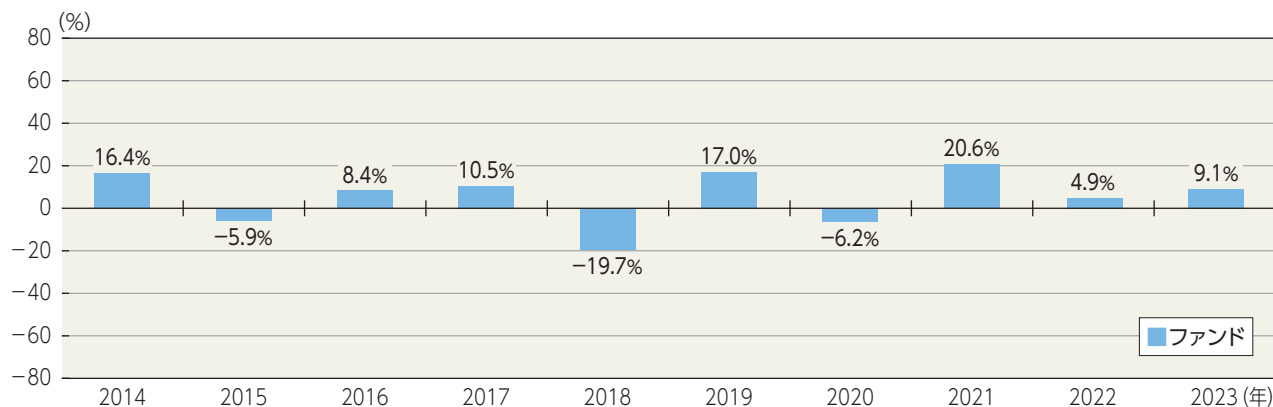
- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	2,517円
純資産総額	273億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2023年 7 月	20円
2023年 8 月	20円
2023年 9 月	20円
2023年10月	20円
2023年11月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	15,090円

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド [※] (適格機関投資家専用)	99.2%
ニッセイマネーマザーファンド	0.4%
短期金融資産等	0.4%

- ・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	業 種	比 率
1	メディバンク・プライベート	金融	5.7%
2	ANZグループ・ホールディングス	金融	5.6%
3	オーリゾン・ホールディングス	資本財・サービス	5.2%
4	テルストラ・グループ	コミュニケーション・サービス	5.1%
5	センター・グループ	リート	4.3%
6	サンコプ・グループ	金融	3.8%
7	QBEインシュアランス・グループ	金融	3.8%
8	アトラス・アルテリア	資本財・サービス	3.6%
9	APAグループ	公益事業	3.5%
10	ウェスファーマーズ	一般消費財・サービス	3.2%

- ・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。
- ・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

ニッセイマネーマザーファンド

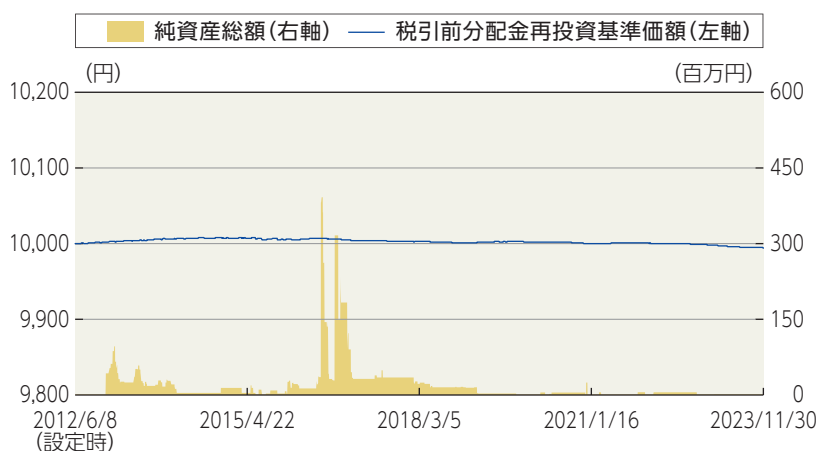
	銘柄	種 別	比 率
1	第132回 共同発行市場公募地方債	地方債	33.7%
2	令和元年度第1回 長崎県公募公債	地方債	32.6%
3	平成25年度第11回 埼玉県公募公債	地方債	17.8%
4	第727回 東京都公募公債	地方債	15.8%

- ・比率は対組入債券評価額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)

●基準価額・純資産の推移



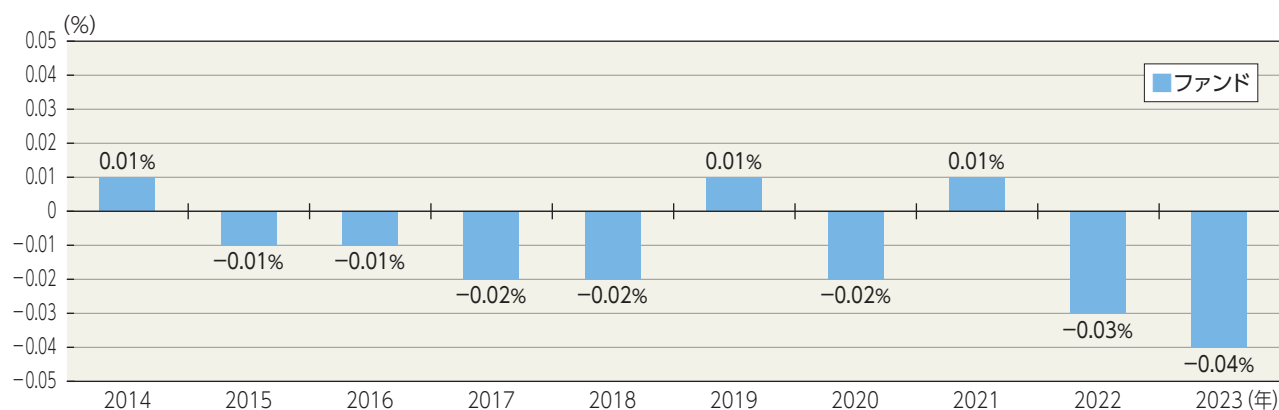
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	9,994円
純資産総額	119万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2021年11月	0円
2022年 5 月	0円
2022年11月	0円
2023年 5 月	0円
2023年11月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率(マザーファンド)

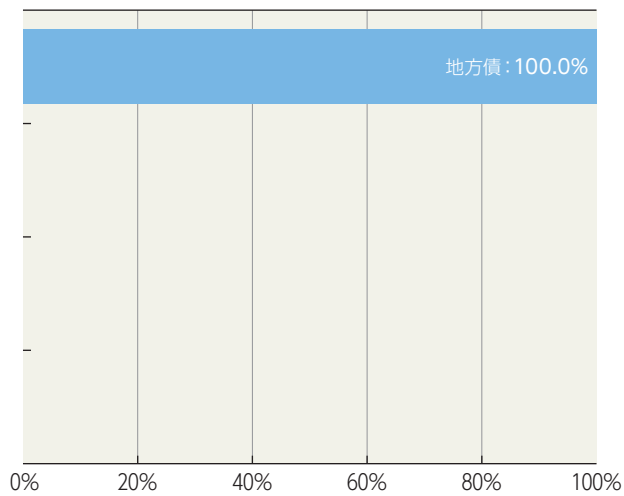
債券	66.8%
現金、その他	33.2%

- ・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●主要な資産の状況(マザーファンド)

セクター別構成比



・比率は対組入債券評価額比です。

●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘 柄	種 別	比 率
1	第132回 共同発行市場公募地方債	地方債	33.7%
2	令和元年度第1回 長崎県公募公債	地方債	32.6%
3	平成25年度第11回 埼玉県公募公債	地方債	17.8%
4	第727回 東京都公募公債	地方債	15.8%

・比率は対組入債券評価額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。 ●「マネープールファンド」の購入は、スイッチングによる場合に限定します。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	各販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます)、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを行いません。
	購入の申込期間	2024年2月29日から2024年8月28日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止(「オーストラリア高配当株ファンド」のみ)、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを取消することがあります。
決算・分配	決算日	《オーストラリア高配当株ファンド》 毎月28日(該当日が休業日の場合は翌営業日) 《マネープールファンド》 5・11月の各28日 (該当日が休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 なお、「オーストラリア高配当株ファンド」は年12回、「マネープールファンド」は年2回の決算となります。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

4. 手続・手数料等

そ の 他	信 託 期 間	2027年5月28日まで（設定日:2012年6月8日）
	繰 上 償 還	《オーストラリア高配当株ファンド》 ・投資対象とする「フランクリン・templton・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。 《マネープールファンド》 ・「オーストラリア高配当株ファンド」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が1億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	《オーストラリア高配当株ファンド》 3,000億円とします。 《マネープールファンド》 5,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運 用 報 告 書	委託会社は5・11月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、いずれのファンドもNISAの対象ではありません。
	ス イ ッ チ ン グ	「オーストラリア高配当株ファンド」と「マネープールファンド」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。 ●販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

《オーストラリア高配当株ファンド》

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶ 購入時手数料 :購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.21% (税抜1.1%) をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。		▶ 運用管理費用(信託報酬) ＝保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)	
		信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容
			委託会社	0.27%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
			販売会社	0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
			受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。			
投資対象とする指定投資信託証券	・フランクリン・テンプレート・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用) →年率0.616% (税抜0.56%) ・ニッセイマネーマザーファンド →ありません。		▶投資対象とする指定投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.826% (税抜1.66%) 程度 をかけた額となります。 ●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。		▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)		

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4. 手続・手数料等

●ファンドの費用

《オーストラリア高配当株ファンド》

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ 監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随 時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 また、ファンドが投資対象とするフランクリン・템플トン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶ 売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ 借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

《マネープールファンド》

投資者が直接的に負担する費用																
購入時	購入時手数料	ありません。 ●手数料は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶購入時手数料:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料													
換金時	信託財産留保額	ありません。														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に信託報酬率(年率)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。「信託報酬率(年率)」は各月毎に決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55(税抜0.5)をかけた率とします。ただし、当該率が年率0.66%(税抜0.6%)を超える場合には、その上限を年率0.66%(税抜0.6%)とします。	▶運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)													
		<table> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>比率</th><th>役務の内容</th></tr> <tr> <td rowspan="3">運用管理費用の配分比率</td><td>委託会社</td><td>45%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>45%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>10%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </table>		支払先	比率	役務の内容	運用管理費用の配分比率	委託会社	45%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	10%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	比率	役務の内容													
運用管理費用の配分比率	委託会社	45%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価													
	販売会社	45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価													
	受託会社	10%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価													
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0022%(税抜0.002%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用													
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息													

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4. 手続・手数料等

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得 税 お よ び 地 方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得 税 お よ び 地 方 税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

